

2024年9月27日

「神戸市における AI の活用等に関する条例」に基づく生成 AI の指定について

神戸市における AI の活用等に関する条例に基づき安全性が確認された生成 AI 等は以下のとおりである。

| | 安全性の確認された生成 AI | 指令として与えることができる情報の範囲 | 指定日 |
|---|---------------------------------------|--------------------------------------|------------------|
| 1 | Azure OpenAI Service を利用した AI チャットボット | 神戸市情報公開条例第 10 条各号に掲げるもの <u>以外の情報</u> | 2023 年 6 月 22 日 |
| 2 | Copilot (旧 Bing Chat Enterprise) | 神戸市情報公開条例第 10 条各号に掲げるもの <u>以外の情報</u> | 2023 年 11 月 10 日 |
| 3 | Copilot for Microsoft365 | 神戸市情報公開条例第 10 条各号に掲げるもの <u>以外の情報</u> | 2024 年 6 月 24 日 |
| 4 | 職員向け FAQ システム | 神戸市情報公開条例第 10 条各号に掲げるもの <u>以外の情報</u> | 2024 年 6 月 24 日 |

(参考) 市長指定について

【神戸市における AI の活用等に関する条例 (抜粋)】

(生成 AI 等を活用する場合の責務)

第 7 条 市長は、安全性が確認されたものとして別に定める場合を除き、本市の機関等(本市又は本市の機関(議会を除く。)をいう。)の職員が職務上知り得た情報のうち神戸市情報公開条例(平成 13 年 7 月条例第 29 号)第 10 条各号に掲げる情報を含む指令を、生成 AI その他これに類するもの(以下「生成 AI 等」という。)に対して与えないよう措置しなければならない。

※神戸市における AI の活用等に関する条例の施行以前は神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の第 2 条の 2 に基づき市長指定を行っていた。

以上